

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市条例第13号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第41号ア中「6,200円」を「7,000円」に改め、同号イ中「8,600円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「13,000円」を「15,000円」に改め、同号エ中「35,000円」を「41,000円」に改め、同号オ中「43,000円」を「50,000円」に改め、同号カ中「58,000円」を「67,000円」に改め、同条第44号中「32,000円」を「37,000円」に改め、同条第45号中「24,000円」を「27,000円」に改め、同条第45号の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」

に改め、「されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」を加え、同条第45号の13の次に次の1号を加える。

(45)の14 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第2項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査

特定都市道路内における建築認定申請手数料 27,000円

(名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出し中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「マンションの容積率」を「マンション等の容積率等」に改め、同条第1項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「第27条」を「第35条の10」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「同法第103条に規定する要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション（同法第163条の57に規定する要除却等認定マンションをいう。以下同じ。）」に改め、「されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新（同項第3号に規定するマンションの更新をいう。）がされるマンション」を、「の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を、「第4条」の次に「又は第8条」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市建築基準法施行条例第17条第41号、第44号及び第45号の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。